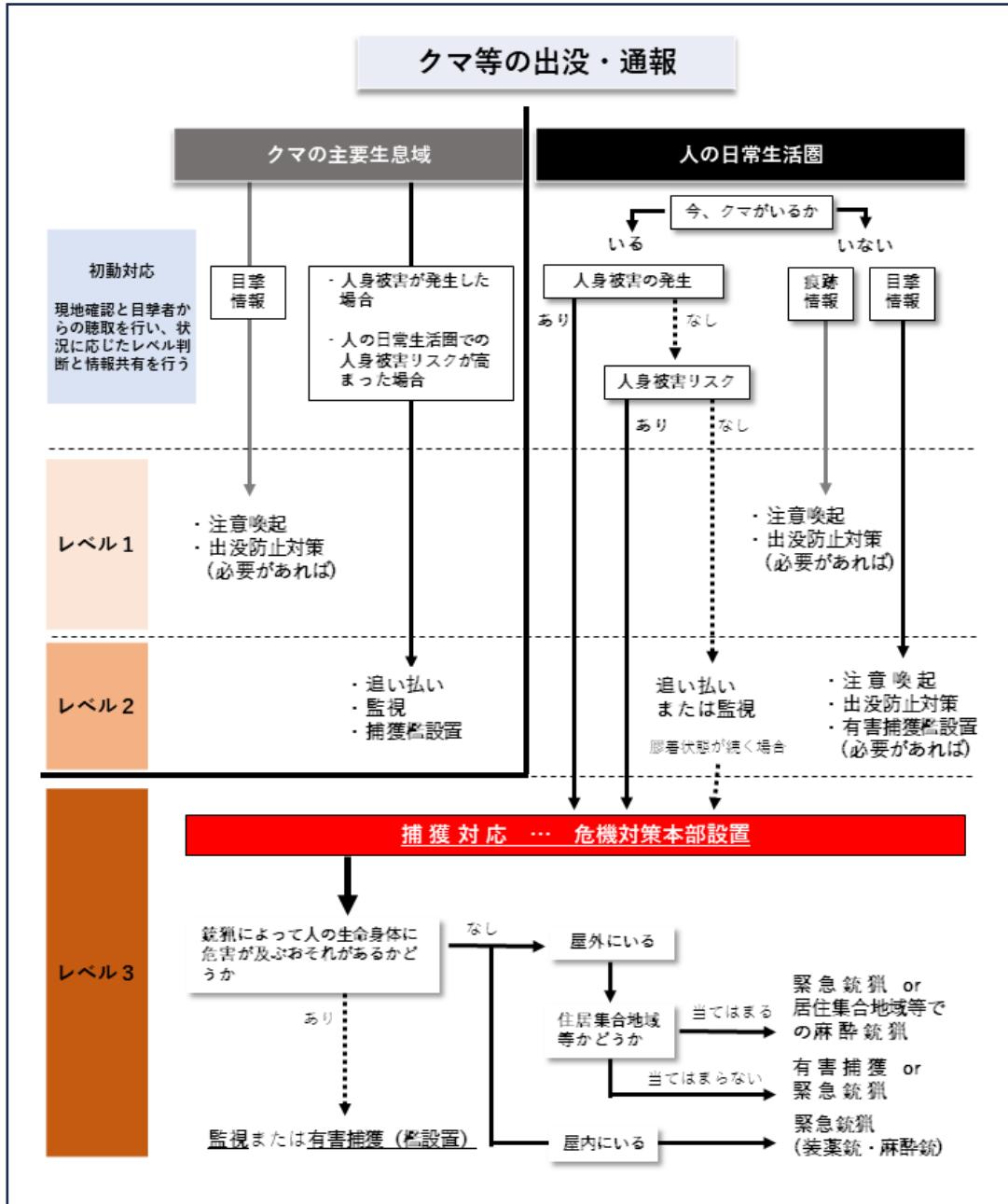


目的 本マニュアルは、ツキノワグマやイノシシによる人身被害を防止するため、危険鳥獣の出没時における役割や対応について定めるものである。

○危険鳥獣出没時対応フロー



【目撃者から聞き取る項目】

- ・通報者の氏名等
- ・人身被害、物損被害の状況
- ・目撃、痕跡、その他の情報
- ・出没日時、出没場所
- ・目撃した個体の情報及び目撃時の鳥獣の行動

用語の定義

危険鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ (成獣)
人の日常生活圏	人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲をいう
緊急銃猟	危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合で、一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を行うこと
捕獲者	実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと
緊急銃猟の委託	委託者である市長が受託者である捕獲者に対して、本市の権限に属する銃猟行為を依頼して実行させること

対応レベル	出没状況
レベル 1 (注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ等の主要生息域において目撃された ・クマ等の主要生息域及び人の日常生活圏において痕跡がある
レベル 2 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ等の主要生息域において人身被害が発生した ・クマ等の主要生息域においてクマ等が人の日常生活圏方面に向かうなど、人身被害のおそれが高まった ・人の日常生活圏において目撃情報があった ・人の日常生活圏において出没しているが人身被害のおそれがない
レベル 3 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活圏において、人身被害が発生した ・クマ等が人の日常生活圏に留まり、人身被害のおそれがある ・クマ等が人の生活圏に繰り返し出没し、被害が懸念され応急対策を必要とする

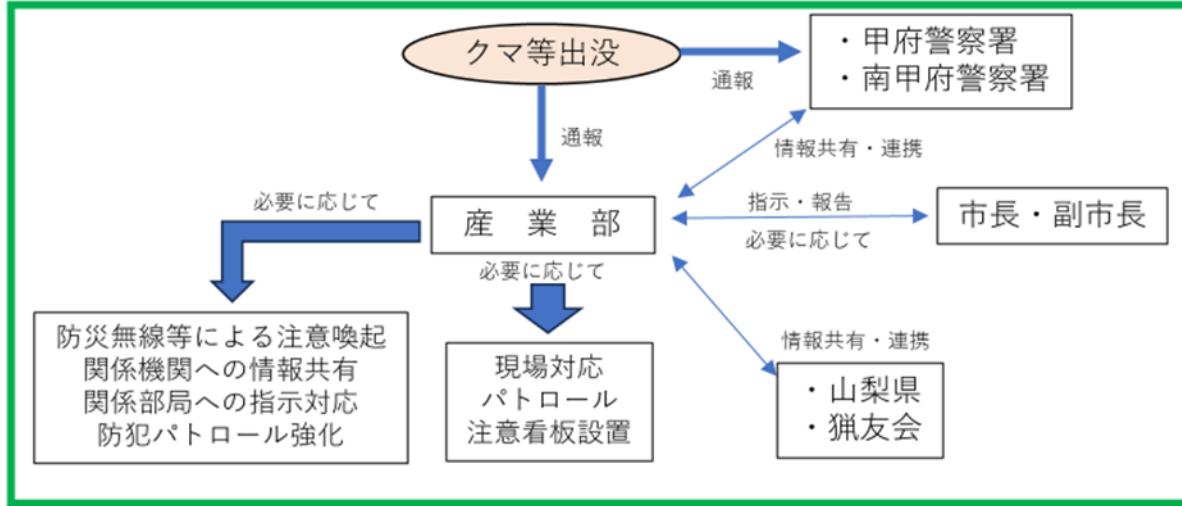
○緊急時の役割分担

緊急時においても円滑に業務が遂行できるよう、事前に役割を理解しておく必要があり、それぞれの役割分担を決めておく。

- (1) 市
緊急銃猟の実施判断、安全確保、関係機関への協力要請、全体の統括、対応方針の決定
- (2) 捕獲者 (猟友会等)
対応方針への助言、許可に基づく捕獲等 (緊急銃猟を含む) の実施
- (3) 県
対応方針への助言、注意喚起、規制への協力、関係機関への連絡調整
- (4) 警察
対応方針への助言、注意喚起、規制への協力等
- (5) 消防
負傷者の救護・搬送

レベル1（注意）における対応

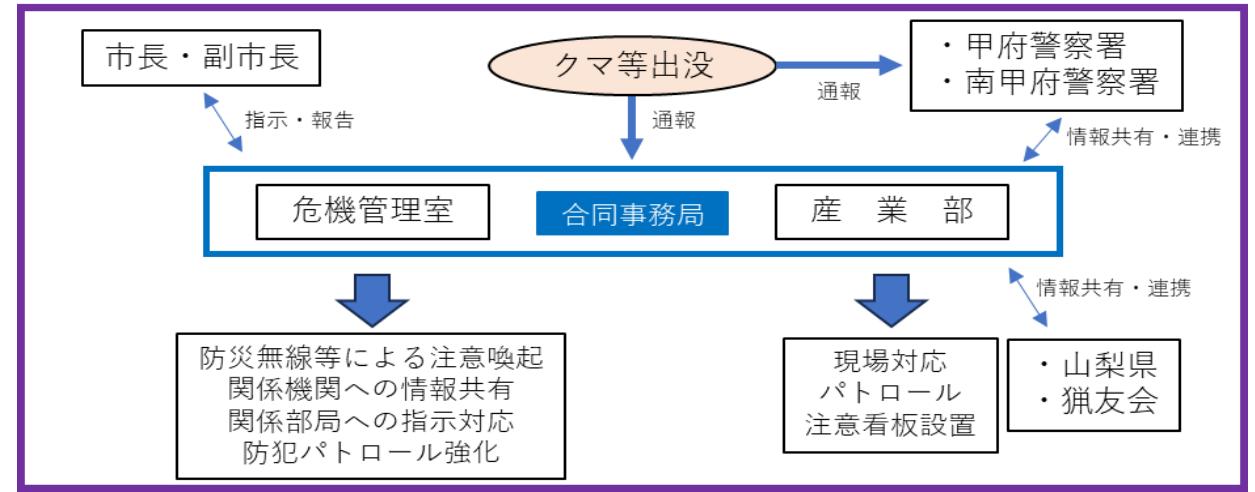
レベル1（注意）



出沒状況	<ul style="list-style-type: none"> クマ等の主要生息域において目撃された クマ等の主要生息域及び人の日常生活圏においてクマの痕跡がある
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の構築 林政課長は、出沒状況に応じた組織体制の構築を図り、現場からの報告をもとに対処レベルの妥当性を判断する ○情報共有 林政課長は、レベル1での対応方針を危機管理室と共有し、対応方針を決定するとともに、市長・副市長へ情報を共有する ○対応内容 現場の状況に応じ、次の事項を実施する <ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民への注意喚起（防災無線等） ② 注意喚起看板の設置 ③ 入山者への注意喚起 ④ パトロールの実施 等

レベル2（警戒）における対応

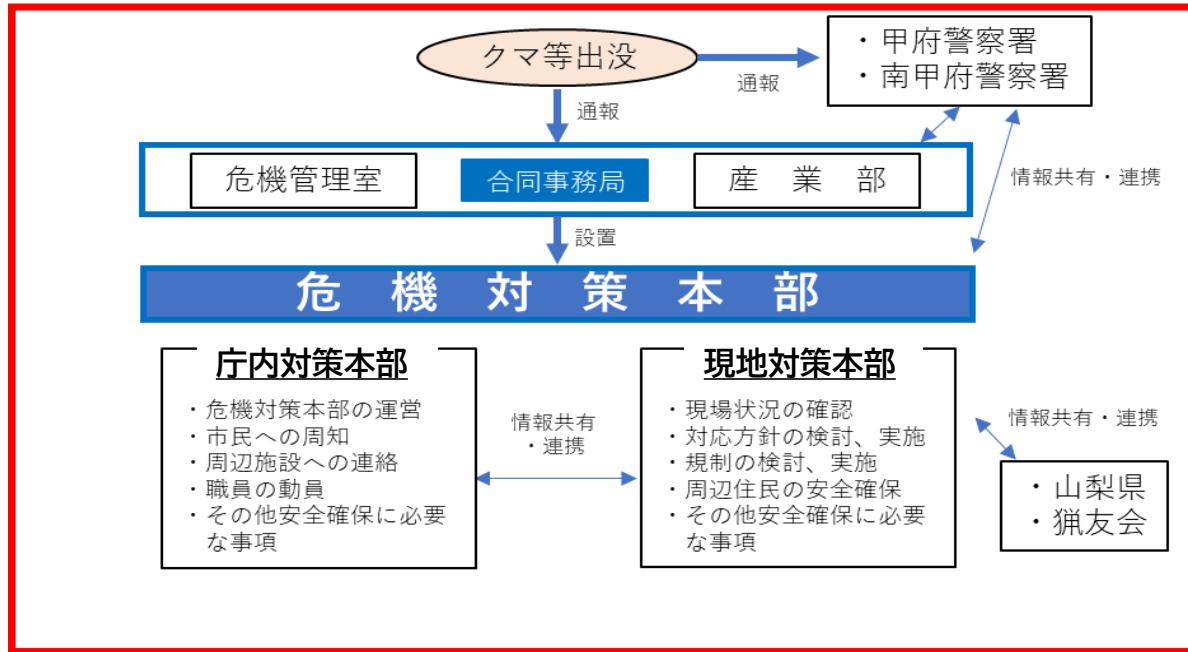
レベル2（警戒）



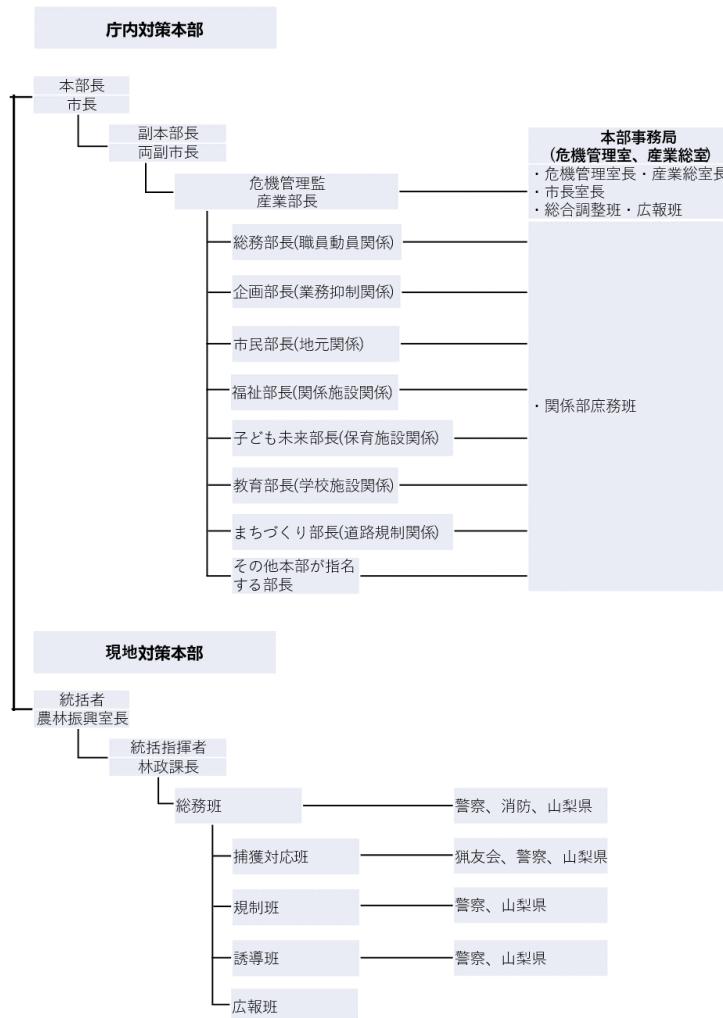
出沒状況	<ul style="list-style-type: none"> クマ等の主要生息域において人身被害が発生した クマ等の主要生息域においてクマ等が人の日常生活圏方面に向かうなど、人身被害のおそれが高まった 人の日常生活圏において目撃情報があった 人の日常生活圏において出沒しているが人身被害のおそれがない
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の構築 農林振興室長及び危機管理室長は合同事務局を立ち上げ、出沒状況に応じた組織体制の構築を図る ○情報共有 農林振興室長は、現場からの報告を合同事務所内で情報共有し、レベルの妥当性を確認し、市長・副市長へ情報を共有する ○対応内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 注意喚起 <ol style="list-style-type: none"> ① 目撃情報があった地域の自治会や関係機関等へ連絡（全庁体制） ② 全市又は目撃情報があったエリア限定で防災無線放送（危機管理室） ③ 注意喚起看板の設置、パトロールの実施 等 (2) 情報共有 <ol style="list-style-type: none"> ① 庁内及び県央ネットやまなし構成市町へ情報共有（危機管理室） ○捕獲等の判断 合同事務局は、市民の安全確保を図るためにクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、対応手段について検討する <ol style="list-style-type: none"> ① 追い払い ② 罠（ドラム缶檻）による捕獲、麻酔による捕獲 ○緊急銃猟実施の判断 人の日常生活圏に侵入又は侵入するおそれの高い状況において、人への危害を防止する措置が緊急に必要、かつ銃猟以外の方法による捕獲が困難な場合、緊急銃猟の実施を検討する

レベル3（緊急）における対応【危機対策本部設置】

レベル3（緊急）



危機対策本部
組織体制図



出沒状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活圏において、人身被害が発生した ・クマ等が人の日常生活圏に留まり、人身被害のおそれがある ・クマ等が人の生活圏に繰り返し出沒し、被害が懸念され応急対策を必要とする
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の構築 農林振興室長及び危機管理室長は合同事務局を立ち上げるとともに、危機対策本部の設置基準を満たした場合、市長は危機対策本部を立ち上げ、出沒状況に応じた組織体制を構築する ○情報共有 農林振興室長は、現場からの報告を合同事務所内で情報共有し、レベルの妥当性を確認し、市長・副市長へ情報を共有する ○危機対策本部の設置 危機対策本部は、庁内対策本部、現地対策本部で組織する 【庁内対策本部】 情報分析、対策の方針決定及び実行、各部・各班間及び関係機関との連絡調整、その他重要事項の協議を行う (1) 設置場所 本部長会議室（本部事務局：危機管理室） (2) 構成員 ①本部長：市長 ②副本部長：副市長 ③本部員：関係部長（9部局） ④事務局員：危機管理室、産業総室、市長室、等 【現地対策本部】 現地にて、対策の立案及び処置を講ずる (1) 設置場所 現場全体が見渡せる場所 (2) 構成員 ①統括者：農林振興室長 ②現場指揮官：林政課長 ③現場班構成員：産業部、危機管理室、流動職員 ④関係機関：猟友会、警察本部、消防本部、山梨県

○緊急対応時の動き

	現地対策本部	庁内対策本部
初動	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員現地参集 ・対応方針の検討（人員配置、捕獲場所、人の退避範囲、等） ・対応方針決定後、安全確保措置を講じ、庁内対策本部へ情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の情報収集、関係機関へ連絡調整 ・現地対策本部の対応方針を受け、付近教育施設等の安全確保 ・防災無線放送等による注意喚起
緊急銃猟準備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟に係る4つの条件を確認 ①人の日常生活圏への侵入 ②人への危害の防止措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では困難 ④住民等に弾丸が到達する恐れがない ・捕獲方法を本部長へ報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部からの捕獲方法の報告を受け、安全対策の実施状況を確認 ・本部長が捕獲実施を決定

レベル3（緊急）における対応【実施フロー】

○緊急銃猟実施フロー

- 1 捕獲者の選定・証票の交付**
緊急銃猟を実施する捕獲者に、証票（ゼッケン・腕章等）を交付・着用させる
- 2 緊急銃猟に関する計画の調整**
安全確保の方法や発砲手順、捕獲者の配置など、緊急銃猟に関する計画を調整する
- 3 安全を確保するための措置**
人の生命又は身体への危害を防止するため、危害が及ぶ可能性のある範囲への立入制限等の規制を検討する
- 4 住民の避難**
通行禁止や規制範囲内にいる住民・通行者を、安全な場所へ退避（避難誘導）させる
- 5 通行の禁止・制限する場所の管理者等への協議・事前連絡、住民等周知**
通行の禁止・制限等について、道路管理者等と協議する、また、退避者やマスコミ等が、制限区域の範囲内に入らぬよう、広報車等での周知を行う
- 6 土地の立ち入り、障害物の除去**
地権者と調整の上、土地の立ち入りや障害物の除去を実施する（緊急時は調整によらず必要な限度において実施できる）
- 7 捕獲関係者の配置・安全確保**
捕獲関係者の安全が確保されるよう必要な措置を講ずる
- 8 計画、安全措置、合図等の最終確認**
現地対策本部は緊急銃猟実施の最終確認を行い、庁内対策本部に状況を報告し、庁内対策本部は報告をもとに緊急銃猟の実行を指示する
- 9 緊急銃猟の実行**
現地対策本部の「発砲許可」の号令後、捕獲者は最も安全かつ確実なタイミングで発砲する
- 10 捕獲完了の確認、現場検証**
発砲後、クマ等が行動停止（死亡又は完全な不動化）していることを確認し、庁内対策本部への報告、規制解除、住民等への事態収束の周知を行う
- 11 捕獲個体の処理、原状回復**
報告に要する捕獲個体の調査を行った後、個体を搬出し原状回復を行う

○緊急銃猟実施後の対応

- ① 報告書の作成・・・事案の発生から収束までの経緯と時系列を記録した報告書を作成する
- ② 損失補償・・・緊急銃猟の実施により損失が発生した場合は補償手続きを行う
- ③ マニュアル等の見直し・・・事後検証を行い、必要に応じてマニュアル等を見直す

【別表1：危険鳥獣出没時における役割】

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル3(緊急銃猟)
組織	林政課	合同事務局	危機対策本部	危機対策本部
	指揮	指揮	現地本部統括	現地本部統括
	現場確認原則2名	現場確認原則2名	現地本部統括指揮	現地本部統括指揮
	連絡調整	連絡調整	総務班(連絡調整)	総務班(連絡調整)
産業部	情報管理	情報管理	捕獲対応班	捕獲対応班
	情報管理	情報管理	捕獲対応班	捕獲対応班
	情報管理	情報管理	捕獲対応班	捕獲対応班
	情報管理	情報管理	捕獲対応班	捕獲対応班
危機管理室	注意喚起	注意喚起	総合調整班	総合調整班
	注意喚起	注意喚起	総合調整班	総合調整班
	注意喚起	注意喚起	総合調整班	総合調整班
	注意喚起	注意喚起	総合調整班	総合調整班
協力外部組織	警察	警察	警察	警察
	警察	警察	警察	警察
	警察	警察	警察	警察
	警察	警察	警察	警察